



参議院の調査室

衆参両院には、議員活動全般を調査面で補佐するため、それぞれ「調査室」が置かれています。その利用者は、一義的には、国会議員や議員秘書、会派事務局等の国会関係者の方々になりますが、参議院では、本誌等を通じ、広く社会一般に対しても情報提供を行っています。この度、本誌が創刊 50 年の節目を迎えるに当たり、その編集・発行主体である「調査室」とはいかなる組織か、参議院を例にして、改めて説明させていただきます。

我が国の議会制度は、戦後、昭和 22 年に帝国議会から民主的な国会となり、それまでの本会議中心の運営が改められ、国会運営の中心に常任委員会が置かれることになりました。「調査室」制度は、このとき、アメリカの常任委員会制度に範を求めて、各委員会に直属する機構として、専門的知識を有する職員を常置した専門調査員制度に始まります。

国会における議院活動、すなわち、議案その他の審査、国政に関する調査は、現在、常任委員会、特別委員会、調査会（参議院にのみ設置されています。）、憲法審査会を中心として行われています。このような審査・調査の活動が充実したものとなるよう補佐するため、参議院には、14 の常任委員会調査室（常任委員会・特別委員会を担当します。）、3 の特別調査室（調査会・特別委員会を担当します。）、憲法審査会事務局のほか、これらの組織の調査業務等に係る企画・調整を行う企画調整室が設置されています。以上の体制により、一体として参議院の調査機能を担っており、「調査室」と総称しています。

調査業務の一端を紹介すれば、例えば、議案審査では、議員立法を起草するための調査、付託された法律案の提案理由・問題点・利害得失等に係る調査、参考資料の作成、決議や審査報告書・調査報告書の原案作成等を行っています。また、委員派遣等により国内外の行政現場等を視察する際には、日程案を調整した上で、現地に赴く議員に随行し、報告書の原案作成等を行います。さらに、国会議員や議員秘書の方々からの依頼に応じ、法律案等の論点整理、政策課題の問題分析、各種公表資料の収集・分析を行い、議員が本会議や委員会等において質疑・討論等を行う際の準備作業を補佐するなどしています。

また、参議院では、企画調整室が編集・発行を担い、本誌のほか、『経済のプリズム』を随時刊行しています。読者の皆様には御案内かもしれませんが、両誌とも調査室の調査員が主に執筆しています。『立法と調査』では、主要な政策課題や予算・税制等の解説、国会提出法律案や国会論議の紹介について特集を組んでいるほか、国会ならではの情報や資料を駆使した調査・研究の報告・論文を掲載しており、かつ、これらの情報の迅速な提供を心掛けています。一方、『経済のプリズム』では、複雑な経済社会情勢の中から政策課題を抽出し、その対応策等を探るため、景気動向、金融、財政を始め、幅広い経済関係の情報を機動的に提供しています。両誌は、いずれも、全参議院議員に配付するとともに、掲載論文等について参議院内のイントラネット（立法調査情報）で紹介しているほか、国民の皆様に向け、参議院ホームページ（<http://www.sangiin.go.jp>）を通じてインターネットにより公開しておりますので、御活用いただけましたら幸いです。

のざわ だいすけ
(野澤 大介・企画調整室)